

議案第17号

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

附属機関として鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会及び市街地再開発事業特定建築者選定委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表摂津市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会	鳥飼まちづくりグランドデザイン（鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。）の策定についての調査審議に関する事務
-------------------------	---

別表第1項の表摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会の項の次に次のように加える。

摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会	都市再開発法第99条の2第2項に規定する特定建築者の選定についての調査審議に関する事務
-----------------------	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表事務執行適正化第三者委員会委員の項の次に次のように加える。

鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員	日額	9,000円
市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員	日額	9,000円